

## 行政社会論集投稿規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、福島大学行政社会学会規則第3条の規定に基づき、福島大学行政社会学会（以下、「本会」という）が発行する機関紙の投稿、編集及び出版に関して必要な事項を定める。

### (名称と出版)

第2条 機関紙の名称は、行政社会論集（以下、「本論集」という）とする。

2 本論集は、原則として、1年1巻とし、4号に分けて発行する。

### (編集)

第3条 本論集の編集は、本会の幹事によって構成される編集委員会がこれを行う。

### (投稿資格者)

第4条 本論集に投稿できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 本会の普通会员
- (2) 本会の特別会員
- (3) 本会の院生会員及び在学中に院生会員であって大学院修了後2年以内の者
- (4) 評議員会が適当と認めた者

### (原稿の原著性)

第5条 本論集に投稿する原稿は、他に未発表のものに限る。

### (原稿の種類)

第6条 本論集に投稿する原稿の種類は、論文、研究ノート、資料、判例批評、翻訳、紹介、書評、その他編集委員会が認めたものとする。

### (掲載の可否及びレフェリー)

第7条 本論集に投稿された原稿は、編集委員会においてその掲載の可否を決定する。

2 論文原稿の掲載については、レフェリー1名が審査を行い、その結果に基づき編集委員会において掲載の可否を決定する。

3 編集委員会は、論文原稿の体裁、内容等について、著作者に加除補筆を求めることができるものとする。

### (著作権)

第8条 本論集に掲載された論文等の著作物の著作権のうち、複製・頒布・公衆送信にかかる権利は、本会に帰属するものとする。

2 本論集に掲載された論文等の著作物をそのまま、または一部改変して、著作者が複製・転載・公開等の方法で利用する場合、本会は原則としてその利用を妨げない。なお、その際には出典を明記することを要する。

3 本論集に掲載された論文等の著作物の福島大学機関リポジトリへの登録、電子化及び公開に関して、著者は本会にいつでも協議を申し入れることができる。

4 本論集に掲載された論文等の著作物の中で引用する資料等については、著者が著作権に関する処理をする。

(2) 本論集に掲載された論文等の著作物の著作権に関する紛争については、著者が処理する。

(原稿の作成)

第9条 原稿は別に定める行政社会論集執筆要領に基づき作成するものとする。

(校正)

第10条 原稿の校正は3校までとする。著者は最低限の校正にとどめるよう努めなければならない。

(抜刷り及び費用負担)

第11条 著者には抜刷り60部を配付する。ただし、60部を超える部数の費用は著者の負担とする。

2 図表・写真等は若干点とし、カラーページを使用する場合には、それによって生じる印刷経費の差額は著者の負担とする。

(改正)

第12条 本規程の改正は、編集委員会の提案に基づき、本会評議員会の決議による。

附 則

行政社会論集編集規程は廃止し、本規程を平成20年6月28日から施行する。